

○原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱

平成六年九月一日
六原(特会)第四百五十号

改正	平成	九年	四月三〇日	九原(特会)第	二七三号
同	一〇年	七月一七日	一〇原(特会)第	四二三号	
同	一一	六月三〇日	一原(特会)第	二七三号	
同	一三	一月六日	一三原(特会)第	一七号	
同	一三	一月五日	一三原(特会)第	五三二号	
同	一七	七月二日	一七原(特会)第	二七九号	
同	一九	三月三十一日	一九原(特会)第	六六七号	
同	二〇	四月一日	二〇原(特会)第	七三〇号	
同	二〇	一月二七日	二〇原(特会)第	四八四号	
同	二一	九月四日	二一原(特会)第	三〇六号	
同	二四	九月九日	二四原(特会)第	四一八号	
同	二五	三月九日	二五原(特会)第	八八九号	
同	二八	三月二二日	二八原(特会)第	九六一号	
同	二九	三月二七日	二九原(特会)第	八六九号	
同	三〇	三月二五日	三〇原(特会)第	一〇三〇号	
令和	元年	六月二四日	元原(特会)第	一一二一号	
同	二年	二月二二日	二原(特会)第	七二七号	

(通則)

第一条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。)第五十一条第一項第十八号に規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第百五十五号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「原子力発電施設等」とは、令第五十一条第一項第二号に規定する施設をいう。

二 「研修事業」とは、次に掲げる研修を行う事業並びにこれを行うために必要な設備及び備品を整備する事業をいう。

イ 原子力及びその周辺分野の技術者等であつて、原子力発電施設等の設置、改造、運転又は解体に係る業務に従事し、又は従事することが予定されている者に対する原子力及びその周辺分野の基礎知識等に関する研修

ロ 原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県(以下「所在都道府県」という。)に立地する企業の役員及び従業者に対する原子力関連技術のレベル向上に関する研修

(交付の対象)

第三条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、所在都道府県若しくは所在都道府県に隣接する都道府県(前条第二号ロに規定する研修を除く。)又は一般社団法人又は一般財団法人(以下「法人」という。)が行う研修事業であつて、次条各号の要件を満たしているものに対し、その実施に要する費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第四条 交付の要件は次のとおりとする。

一 その都道府県又は法人が研修事業を実施するための具体的な計画を有しており、これが十分現実的なものであると認められること。

二 その都道府県の区域内における研修事業を支援することが特に必要であると認められること。

(補助金の交付限度額)

第五条 一の都道府県又は法人に対して交付することのできる毎会計年度の補助金の交付限度額は、一億円とし、補助金の交付決定額の下限は百万円とする。

(交付の申請)

第六条 補助金の交付の申請をしようとする都道府県又は法人（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ばならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第七条 大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、三十日とする。

3 第一項の補助金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 設備備品整備費

二 事業費

三 一般事務費

4 大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 大臣は、前条第二項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第八条 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）であつて、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の規定による通知のあつた日から起算して十五日以内に、様式第二による届出書を大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第九条 大臣は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第七条第三項の経費の配分の変更（同項各号の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額を流用する場合を除く。）をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

二 第七条第一項の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に關し契約をする場合においては、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 補助事業の内容の変更をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

五 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(状況報告)

第十条 補助事業者は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第三による補助事業進行状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第十一条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第九条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（補助事業が完了せず、翌会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第四による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日又は廃止の日から六十日を経過する日までとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第一項の実績報告書のほかに、補助事業が完了した日又は第九条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該補助事業の成果の評価を記載した様式第五による評価報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、文部科学大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 補助事業者は、前項の規定により文部科学大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 文部科学大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(補助金の額の確定)

第十二条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、

その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う補助金の返還のための予算措置につき議会の決議が必要であり、かつ、当該期限までに当該補助金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 補助事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第十三条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第四項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消等)

第十四条 大臣は、第九条第一項第四号の規定による申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が第九条の規定により付された条件に違反した場合

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が第十条、第十一条及び次条の規定に違反した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分違反した場合

五 第三条の補助金交付対象に係る原子力発電施設等の設置の工事又は使用が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十五条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械装置等については、当該補助事業の完了後大臣が別に定める期間中善良な管理者の注意をもって管理しなければならぬ。

2 補助事業者は、補助事業により取得した設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。)を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請

書一通を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の支払)

第十六条 補助金は、第十二条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第八による補助金支払請求書を官署支出官文部科学省研究開発局開発企画課長に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第十七条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておくなければならない。

(補助金調書)

第十八条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第九による補助金調書を作成しておくなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成六年九月一日から施行する。
- 2 平成六年度予算に係る補助金については、第六条中「毎年四月十六日から四月三十日まで」とあるのを「平成六年九月一日から平成六年九月十五日まで」とする。

附 則

(平成九年四月三〇日九原(特会)第二七三号)

この要綱は、平成九年四月三十日から施行する。

附 則

(平成一〇年七月一七日一〇原(特会)第四二三号)

- 1 この要綱は、平成十年七月十七日から施行し、この要綱による改正後の原子力発電施設等安全対策研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 2 平成十年年度予算に係る原子力発電施設等安全対策研修事業費補助金の交付申請については、第六条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで」とあるのは「平成十年四月三十日から十月三十一日」とする。

附 則

(平成一一年六月三〇日一一原(特会)第二七三号)

- 1 この要綱は、平成十一年六月三十日から施行し、この要綱による改正後の原子力発電施設等安全対策研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
- 2 平成十一年度予算に係る補助金については、第六条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月

三十一日」とあるのを「平成十一年四月十六日から平成十一年七月五日まで又は平成十一年十月十六日から平成十一年十月三十一日まで」とする。

附 則

(平成一三年一月六日一二文科開第一七号)

この要綱は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

(平成一三年一月五日一三文科開第五三二号)

この改正は、平成十三年十一月五日から施行し、改正後の原子力発電施設等安全対策研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

(平成一七年七月二日一七文科開第二七九号)

- 1 この要綱は、平成十七年七月二十一日から施行し、この要綱による改正後の原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成十七年四月一日から適用する。
- 2 平成十七年度予算に係る原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金の交付申請については、第六条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのを「平成十七年四月十六日から平成十七年七月二十一日まで又は平成十七年十月十六日から平成十七年十月三十一日まで」とする。
- 3 この要綱の施行前に第七条第一項の規定による通知を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三十一日一八文科開第六六七号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一日一九文科開第七三〇号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二七日二〇文科開第四八四号)

この要綱は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二一年九月四日二二文科開第六三〇六号)

この要綱は、平成二一年九月四日から施行し、この要綱による改正後の原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金交付要綱の規定は、平成二一年四月一日から適用する。

附 則 (平成二四年九月一九日二四文科開第四一八号)

1 この要綱は、平成二四年九月一九日から施行する。

2 平成二四年度において、この要綱による改正前の原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金交付要綱に基づいて行われた補助金の交付の申請、交付の決定及び実績報告書の提出は、この要綱による改正後の原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金交付要綱に基づいて行われた補助金の交付の申請、交付の決定及び実績報告書の提出とみなす。

附 則 (平成二五年三月十九日二四文科開第八八九号)

この要綱は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二二日二七文科開第九六一号)

この要綱は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一七日二八文科開第八六九号)

この要綱は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三二年三月一五日三〇文科開第一〇三〇号)

この要綱は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二四日元文科開第一二二号)

この要綱は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二二日二四文科開七二七号)

1 この要綱は、令和二年一月二二日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1

原子力発電施設等研修事業費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容
2. 補助事業の事業主体及び実施場所
3. 補助事業に要する経費（明細は別紙のとおり。）
4. 交付を受けようとする額
5. 補助事業の着手及び完了予定日

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

(2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額」

別 紙

補助事業に要する経費内訳書

1. 経費の配分内訳 (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象費用	負 担 区 分		
			国庫補助金	自己資金	その他
設備備品整備費					
事業費					
一般事務費					
計					

2. 支出内訳

(1) 設備備品整備費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注)種別欄には設備備品の名称を記載すること。

(2) 事業費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(3) 一般事務費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、旅費（打合せ等に要する旅費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等別に記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 2

令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助金交付申請取下届出書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助金の交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 3

令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業進行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業に関し、原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業上期（下期）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

費 目	本年度計画額 ①	前期までの実績額 ②	進行率 $\frac{②}{①}$ %	備 考

(注) (1) 備考の欄には、上期（下期）の具体的内容を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 4

令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業 { は令和 年 月 日をもって完了(終了、廃止)しましたので } 原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の着手及び完了年月日

(3) 補助事業収支状況

イ. 支出実績額 円 (予 算 額 円)

ロ. 補助金充当額 円 (交付決定額 円)

(4) 添付書類

事業費の一部を外部機関に委託した場合は、契約書の写し

2. 総括表

(単位：円)

科 目	予 算 額			実 績 額		
	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金の額	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金の額
設備備品 整備費						
事務費						
一般事務費						
計						

3. 支出内訳

(1) 設備備品整備費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(2) 事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

(3) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

4. 財産一覧表

原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第15条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の 名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
計									

(注) (1) 補助事業の実施状況、総括表及び支出内訳の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付対象費用をいう。

(2) 支出内訳の備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(4) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額」

様式第 5

令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業評価報告書

番 号

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業に関し、原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の事業主体
- 3 補助事業の実施場所
- 4 補助事業の概要
- 5 補助事業に要した経費及び補助金充当額
- 6 補助事業の成果及び評価

(注) (1) 補助事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 6

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 1 2 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）（1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（2）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第7

原子力発電施設等研修事業費補助事業財産処分承認申請書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助事業に関する財産処分の承認を受けたいので、原子力発電施設等研修事業費補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2. 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

- (注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の提供の別を記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 8

令和 年度原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金支払請求書

番 号
令和 年 月 日

殿

住 所
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、原子力発電施設等安全対策等研修事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 金 円也

2. 請求額の内訳

(精算払の場合)

(単位：円)

費 目	交付決定額	確定額①	概算金受領額②	差引請求額①－②
設備備品整備費 事業費 一般事務費				
合 計				

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

(概算払の場合)

(単位：円)

費 目	交付決定		前回までの		今回対象の			支出済 補助金 額④	請求額 ①＋② ＋③－ ④
	交付 対象 費用	うち 補助金 の額	支出 費用	うち 所要 補助金 ①	支出 費用	うち 所要 補助金 (実績) ②	うち 所要 補助金 (見込) ③		
設備備品整備費 事業費 一般事務費									
合 計									

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第9

令和 年度原子力発電施設等研修事業費補助金調書

都道府県又は法人の名称

(単位：円)

国		都道府県又は法人										備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	歳入			歳出								
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 補助 金相 当額	支出 済額	うち 補助 金相 当額	翌年 度繰 越額	うち 補助 金相 当額		

記載要領

- (1) 「国」の「歳出予算科目」欄には、項（電源立地対策費）及び目（電源立地等推進対策補助金）を記載すること。
 - (2) 「都道府県又は法人」の「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
 - (3) 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を記載し、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれ額を記載すること。
 - (4) 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - (5) 補助事業に係る都道府県又は法人の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。
この場合においては、都道府県又は法人の歳入の「科目」欄に前年度繰越金を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に補助金額を（ ）で内書きすること。
- (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。